

月刊 労運研レポート No. 59

2019年5月10日号

<巻頭言> 2019年統一自治体選挙から考えること	千葉 雄也	2P
4/4日弁連シンポ「最低賃金引き上げには何が必要か」	事務局	5P
4/15「関西生コンを支援する会」が結成される	事務局	8P
4/25日本労働弁護団「ILOハラスメント禁止条約を批准しよう」	事務局	10P
4/17最賃キャンペーン委員会が厚生労働省交渉	渡辺 啓二	11P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail roukenj2014@yahoo.co.jp

<巻頭言>

2019年統一自治体選挙から考えること

千葉 雄也（労運研事務局）

2019年統一自治体選挙の視点

第19回統一地方選挙は、前半戦、後半戦とも結果が確定し、1か月間の選挙戦が終わりました。7月には憲法決戦というべき参院選を控え、衆参のダブル選挙も想定されています。文字通り2019年は政治の年であり、日本の分水嶺というべき年であるわけです。

< 県議選 >

< 市議選 >

党名	今回	前回	改選前	今回	前回
自民	1144	1153	1280	698	634
立憲	111	—	87	197	—
国民	79	264	142	95	284
公明	161	169	168	901	908
共産	94	111	106	615	672
維新	65	70	54	113	78
大阪維新	50	42	40	67	32
社民	22	31	47	53	72
諸派	27	23	29	92	82
無所属	532	463	291	3960	4135
合計	2235	2284	2204	6724	6865

*県議選 自民過半数確保

結果は、前半戦の県議選で立憲は増とし、しかし国民は半減、合計で見れば旧民進系合計より下回りました。

後半戦の市議選の当選者数で見ると、自民党は698議席で64議席増し、公明党は901人全員当選、共産党は615議席で57議席減、立憲は197議席、国民は95議席と旧民進党より8議席増となりました。

いずれにしても今回の結果は、有権者の期待（風）をうけた党はなく、「風」の選挙であったという感じを持ちます。その意味で党の「自力」がそのまま結果になったと言えると思います。

しかし自治体選の投票率は過去最低でした。41道府県選挙 推定44.10%（2015年45.05%）。また都道府県議選の無投票選挙区は39%、371選挙区612人、4分の1に至っています。

後半戦は、市長選の平均投票率は47.50%（15年50.53%）、市議選は、3.05ポイント、区議選は0.18ポイント、町村長選は3.84ポイント、町村議選は4.64ポイントそれぞれ減り、過去最低を更新しました。

北海道・大阪知事選、大阪12区補選の動向も同様でした。投票率を上げられなかったこと自体、政策的対抗軸を提供できなかったという意味で立憲野党は敗北していると思わなければならないと思います。

北海道で野党共闘が敗北、大阪で維新が勝利

憲法決戦（参院選）を前に私たちが留意しておかねばならないことは北海道・大阪の知事選・市長選、衆院大阪12区補欠選挙の動向です。

北海道、大阪の位置をみてみましょう。非正規率は、1. 沖縄 44.52% 2. 北海道 42.82% 3. 京都 41.75%、4 大阪 41.30%。こども貧困率では、1. 沖縄 37.5 大阪 21.8 鹿児島 20.6 北海道 19.7 と、大阪も、北海道もともに東京の倍となっています。大阪は、日本を代表する大都市ですが、県民所得でみれば大阪 301.42 万円 13 位、東京 443.45 万円 愛知 350.29 万円と東京に大きく遅れ、近年は愛知にも抜かれています。

北海道の人口は 540 万人（2018 年）、前年より 3.1 万人ほどの減少で、毎年 5000 人の若者が道外へ転出しています。2020 年には道民の 3 人 1 人が高齢者（2000 年 5 人に 1 人）となり、40 年には 40% の道民が 65 歳以上になる見込みとされています。高齢化が進むなか、北海道の合計特殊出生率は 1.29 と全国で 2 番目に低いのです。

北海道の知事選の投票率は 58.34% と、72 年ぶりに過去最低を更新しました。カジノを中心とする統合型リゾート施設の誘致や J R 北海道の路線見直し、北海道電力泊原発の再稼働といった大きな争点があったにもかかわらず、知事選で野党共闘が唯一成立し注目選挙であったのに、有権者を引き付けることはできませんでした。

大阪のダブル選挙は、「二重行政」「民営化」「大阪万博誘致」「大阪都構想」というキーワードに対して維新がどのようにストーリーを作るのか、府民がそれに対してどのように評価を下すのか注目されましたが、投票率もそれほど上がりませんでした。

大阪維新は「成長を続けていくため、仕組みとしての都制度が必要」「都構想は社会保障費を成長で生み出す目的がある」「二重行政は府市合わせ（不幸せ）」との言葉でストーリーを作りました。その結果、府知事選では自民支持者の 56%、立憲 30%、国民 38%、公明 23%、共産 30%、無党派の 62% を奪い取りました。

それでは大阪府民は何を基準に投票先を考えたのか。「投票にあたって重視する政策」は、①経済や景気・雇用 29.6%、②福祉や医療 26.7% ③大阪都構想について 12.3% ④教育や子育て 12.3%、⑤インフラ整備や防災対策 6.1%、という出口調査の結果が出ています。

国民は何に不安を感じているのか

統一自治体選の前に、NHK が世論調査をしました。「あなたは、今住んでいる 市区町村 の将来に、どの程度、不安を感じていますか？」との問いに、「高齢化の進行」に不安を感じる人（とても感じる 54%）（ある程度感じる 37%）が 91% でした。「雇用機会の減少」には 60% が、「地域経済の衰退」には 69%、「人口減少」には 65% が不安を感じると回答しています。また、「あなたが不安を感じていること」との問いには、「都市部と地方の所得格差」81%、「年金制度」91%、「政治家の資質」88%、「日本の教育水準」80%、「日本の国際競争力」83% が不安（とても・ある程度の合算）を感じていると回答しています。

それでは国民は、政治に何を求めているのでしょうか。「どのようにすべきか」との問いに「東京一極集中」に 62%、「人口減少」に 63%、「自治体消滅の可能性」61%、「国の借金の増加」87% が、「もっと対策をとるべきだ」としています。

急速な高齢化の進行とともに「暮らし」に対する圧倒的ともいえる不安、それに応えられ

ない政治家の資質の劣化に対する、これもまた圧倒的な不信。これが 2019 年の国民意識の特徴といえるでしょう。

参院選にむけて何が補強されなければならないのか

この世論調査の結果から言えることは、「野党は共闘」「海外派兵のための改憲反対」「国民に負担を強いる消費税増税反対」「安倍内閣打倒」では国民の気持ちはつかめないということだと思います。ただ誤解のないように言っておきますが、けっしてそれらのスローガンが間違っているということではありません。実は同様な政治結果が東京の大田区長選でも表れています。

候補者(神田)は大田区育ちで、経歴(東大名誉教授)・人柄ともに申し分ない人物と言われていました。選挙母体の「オール大田の会」は、市民と立憲、共産、社民、自由、新社会、ネットなど戦争法反対運動以来の共同の積み上げに立っての共闘でした。対する現区長(松原)は、自ら制定した区長多選禁止条例を破っての4期目挑戦で不評だったと言われていています。その政策は「蒲蒲線」という区民に何の利益にならない新線計画や、羽田飛行場跡地の開発(大企業先端技術開発に提供)などに区予算から数百億円を用意しました。

* 蒲蒲線(かまかせん)、約 800m 離れた場所にある東京急行電鉄(東急)の蒲田駅と京浜急行電鉄(京急)の京急蒲田駅を連絡し大田区東西方向の移動の利便性を向上するとともに、羽田空港へのアクセスを改善する空港連絡鉄道として検討が進められている。

神田候補者は「大型プロジェクトから暮らし優先の区政へ」の転換を訴え、菅直人元首相をはじめ大勢の国会議員も応援に入りました。15人の区議候補も神田候補と一体でたたかったと言われます。

しかし結果は、松原(現職・自公)13万5930票、岡候補5万6778票。神田候補5万4986票、だれもが予想しない3位という結果になりました。実は岡氏はどの党・会派も応援せずに単独の運動でした。整合性ある政策は全くなく「住民税20%減税」「最低賃金時給1500円」の2つのスローガンを訴えただけです。どの陣営も岡氏の得票は予想できなかったようです。

先に、「くらしと政治家に対する圧倒的とも言える不安・不信が国民の声」との調査結果を紹介しましたが、この岡氏の得票数の多さは、今回首都圏を中心に立候補した「NHKから国民を守る党」の大量当選とともに、国民意識の動向に注意が必要と思います。

* 「NHKにお金(受信料)を払わない方を全力で応援・サポートする政党(政治団体)」を掲げている。

今回、47人が立候補し、26人が当選。13人いる現職議員と合わせると、勢力は39人に拡大。

東京の各区では、福祉削減や民営化推進で巨額の「貯金」を貯め、大資本のために投資する傾向が強まっています。非松原の2候補は共に「大田区の多額の貯金」を問題にし、神田氏は「巨額の貯金を介護や保育などに回せ」と求め、岡氏は「区民に返せ」と訴えました。

大阪、北海道、大田区の首長・与党は「国家戦略特区」構想を推し進めることを共通とします。企業だけでなく、都市・自治体も「格差・貧困」の拡大の中で、「国際競争力に打ち勝つ」という考えが勤労者にも強く広がっていることをあらためて感じます。有権者は、「成長戦略」に最後の望みを託したといたら間違いでしょうか。

私たちはそれに対する対抗軸を鮮明にすることなく政治の転換を獲得できないと考えるべきではないでしょうか。「オール大田の会」は「松原区政への批判は、雇用も育児も老後も問

題を抱えている大勢の区民に共通のものであるにもかかわらず、その皆さんになぜ私たちの訴えが十分には届かないのか反省しなければなりません」。この反省の姿勢は重要であると思います。

「連合」結成 30 年、労働運動再建の課題

2019 年は、「平成」が始まった 1989 年から 30 年でもあります。連合結成から 30 年でもあります。その露払い、第二臨調であり、国鉄分割民営化でありました。「平成の 30 年間」はけっしてマスコミが囃し立てる「平和な時代」ではなく、新自由主義が本格化し、労働運動を企業内協体制に囲い込み、戦後福祉国家を解体し、戦争できる国に準備する反動の時代でした。論者には「予防反革命の時代」という人もいます。

貧困と格差はこの 30 年間急速に拡大しました。正規と非正規、世代間、公・民、男・女、大都市と地域、産業間、日本人と外国人等々、それは労資間での労働分配率の低下・搾取強化を中心軸に、所得再分配機能の形骸化を通じ深化しました。そう考えると日本の労働者は、「所得の分配」はもとより「再分配」に対するたたかいが必要不可欠であることは自明です。70 年代後半、総評が打ち出した「国民春闘路線」とは、この二つの「分配」（賃金と社会保障）に対するたたかいでした。

私たちは、連合結成を前にして「連合に入って連合をかえる（総評路線の継承）」「連合に代る階級的ナショナルセンターの構築（全労連）」「総評路線の継承する闘う共闘（全労協）」とそれぞれ決意をしました。それから 30 年、いずれの潮流もそれに成功したとは言えないと思います。

2019 年の統一自治体選の結果は、あらためて「労働者の社会的統一要求とその実現をめざす共闘」の発展・深化を求めていることを私たちに教えていると思います。

日弁連シンポジウム

最低賃金引上げには何が必要か？

シンポジウム「最低賃金引上げには何が必要か？－諸外国の調査結果を中心に法制度と運用面の課題を探る－」が 4 月 4 日、日本弁護士連合会の主催で開かれた。

開会のあいさつに立った難波幸一日弁連副会長は「日弁連は貧困問題対策本部を設置している。貧困問題を解決するために最低賃金の大幅引上げが必要である。そのために何が必要か考え、行動に移していきたい」と述べた。

国内外の調査結果

基調報告として貧困問題対策本部が行った国内外の調査結果の報告があった。中村和雄弁護士が韓国の最低賃金について、国内調査、イギリス調査について猪股正弁護士が報告した。

<韓国>

昨年7月29日から8月4日まで訪韓し、10団体を訪問した。韓国の最賃制度は1988年から始まったが、すべての労働者に適用されるようになったのは2000年からである。最賃制度は全国一律で、産業別、職種別の制度はない。2000年1600ウォンだったものが2016年に6030ウォンになった。2018年7530ウォン（16.4%の引上げ）、2019年8350ウォン（10.9%の引上げ）である（10ウォン=1円）。日本の引上げは3%である。週休手当（週40時間勤務した場合には48時間分の賃金を支払う）を勘案する10020ウォンとなり、日本の加重平均874円を上回り、約1000円といえる。

なぜ大幅引き上げが実現したか。キャンドル革命によって朴政権が打倒され、大統領選挙が行われたが、5人の候補者は全員、最低賃金を1万ウォンにする公約を掲げていた。調査団が興味を持ったのは、大幅な引き上げにあたって中小零細企業対策はどのようなものだったかということである。①雇用安定資金支援=30人未満の事業主に対し雇用者ひとりあたり時給1500ウォン分を支給、②社会保険料等の減免=5人未満の事業主に対し90%減額、10人未満の事業主に対し80%減額、③クレジット手数料の一部負担、④商店街の賃借料規制、フランチャイズ手数料規制などである。

審議会の委員の構成であるが、労働側委員に非正規センター、青年ユニオンが、使用者側委員に小商工人連合会が参加している。審議会の活動は、議論も活発だが、現場訪問、監督官との懇談、海外調査など、日本より活発である。韓国では2002年に最低賃金連帯が結成され、労働組合、社会運動団体、シンクタンク、政党など31団体が参加し、最賃引上げの一点で、幅広い運動を展開している。

<青森・鳥取>

青森県を2016年10月に、鳥取県を2017年2月に調査した。この二つの県はDランクで最賃が低い県である。中小企業が多く、人口流出等の問題を抱え、最低賃金の引き上げと地域の活性化が重要と考えられる地域である。労働局、経営者団体、労働組合、最低賃金総合相談支援センター（現：働き方改革推進支援センター）を訪問した。

労働者側の主張は「最低賃金は、生活を支えられるだけの水準でなければならず、雇用戦略対話の合意事項である全国最低800円をめざして段階的な引き上げを進めるべきである」、使用者側の主張は「最賃法9条の3要素を考慮して決めるのが基本であり、全国平均1000円をめざすことになっているけれども、前提の経済成長率が確保されておらず、中小企業への支援策も十分でない」というものである。最賃法9条は「①労働者の生計費及び②賃金並びに③通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない」と規定されている。使用者側は「従業員30人未満の賃金を調査した賃金改定状況調査第4表を最大限重視した審議をすべきで、青森は賃金上昇率0.6%なので6円の引上げなるが、中央最低審議会ではDランク21円の引上げであり、時々々の事情による上積み分という説明だが、納得できない。目安ありきの結果、審議が形骸化している。政府主導ではなく、賃金は労使間で決定すべきだ。青森県は99.9%が中小企業で、7割が赤字決算である。最低賃金の引き上げは経営を圧迫する」という。

雇用への悪影響はみられないが、経営への影響は、食料品製造業、衣料品製造業、飲食業、宿泊業、クリーニング業、清掃業などで大きく、他従業員の賃金引き上げ、社会保険料等の

企業負担の増加などの問題もある。地域間格差により県外就職が増加し、地元での人材確保が困難になっている。中小企業助成策は利用しにくいなどの状況が説明された。

<イギリス>

2018年4月にイギリスの調査を行った。イギリスでは、政府の諮問機関である低賃金委員会が検討し、その答申を受けて担当大臣が最低賃金額を決定する。労働党政権時代の1999年に全国・全産業一律に適用される全国最低賃金制度が導入された。保守党政権の2016年に全国生活賃金制度が導入された。25歳以上が対象であり、年齢によって5種類の賃金に分かれた。現在の最低賃金の水準は、25歳以上が8.21ポンド（約1200円）、21～24歳7.70ポンド、18～20歳6.15ポンド、18歳未満4.35ポンド、見習訓練参加者3.90ポンドである。

低賃金委員会の目標は、以前は「経済に重大な悪影響をもたらすことなく、できる限り低賃金労働者を援助する」ことであったが、全国生活賃金導入後は25歳以上の最低賃金を「2020年までに平均賃金の60%相当額まで引き上げる」ことが目標になり、段階的な引き上げが行われている。全国生活賃金は2016年に7.2ポンドからスタートしたわけだから、2年間で1.01ポンド、日本円で150円近く上がった。その引き上げの影響について聞いたところ、雇用に対してマイナスの影響は出ていないとのことだった。

低賃金委員会は三者構成で選任は公募で、個人の資格で応募する。低賃金委員会は、雇用、労働時間、企業利益、景気などへの影響に関する詳細な調査データの収集・分析を行い、審議が行われている。高い最低賃金は雇用を減らし経済を悪化させるという考え方について意見を聞いたところ、そうは考えていないということだった。全国一律性について聞いたところ、どこに境界を引きかが難しく、境界を超えた移動が起こる。

日本の審議会が形骸化しているといわれているので、イギリスのように最賃引上げの効果を毎年検証して、データにもとづく議論が出来るようにすべきだ。

パネルディスカッション

続いてパネルディスカッションが行われた。パネリストは、脇田滋（龍谷大学名誉教授）、山崎武央（にいがた青年ユニオン）、松田弘子（弁護士、山口県地方最低賃金審議会公益委員）の3名。発言の概要は以下のとおり。

脇田 日本の労働組合の代表性は極端に低い。フランスは労働組合の組織率が11%なのに、労働組合が締結した労働協約は98%の労働者に拡張適用されている。ヨーロッパの労働組合は産業別労働組合なので最低賃金の労働協約が多く労働者に適用されている。適用されていない労働者を法律で適用させるのが最賃法である。OECD諸国の中で日本と韓国は労働協約適用率が極端に低い。日本17%、韓国12%である。日本の場合は、企業別労働組合なので、企業規模間格差が当たり前になっている。間接雇用労働者は同じ仕事をしていても賃金が低い。派遣法で差別禁止条項がないのは日本だけである。85年以降、非正規労働者が増えたが、雇用が不安定な上に差別的に賃金・労働条件が低い、しかも無権利である。労働組合に組織されていないので孤立する。労働組合は最低賃金周辺労働者を代表していない。

日本の最低賃金は、パートタイマーを前提にしたもので、被扶養者（家計補助）賃金なので安くて良いという扱いである。どこの国にもパートタイマーはいるが、被扶養者という制度の中に閉じ込めている国はない。同一労働同一賃金は当然のことである。1980年に厚生省

が、短時間労働者について労働時間が通常の労働者の4分の3以下であれば本人名義で社会保険に加入させなくてもよいとした。1985年の年金改革で第3号被保険者を創設し、被扶養配偶者の年収130万円以下とした。税制でも103万円が被扶養者の非課税限度になっている。一定の「優遇」を引き換えにパートタイム労働を奨励し、低賃金労働を拡大した。最低賃金は日給であったが、時給が入り、2002年以降、日給は廃止され時給のみになった。

「男性正社員・片働き」時代から大きく変わってきているのだから、最賃引上げを考える場合に、社会保険制度、税制をどうするかも考え直さなければならない。

日本の最賃は、地域別に設定されているが、都市部と地方の生計費はさほど変わらない。都市部の物価や家賃は高いが公共交通機関が発達している。地方の物価や家賃は低いが自動車があれば生活できないので交通費の負担が大きい。

山崎 最低賃金問題は、①ワーキングプアを生み出す水準の最低賃金額はよくない、できれば子どもを産み育てることができる水準にすべきだ、②非正規労働者、零細業者の可処分所得を増やすため、社会保障負担を減らす、③過疎化を招く人口移動を止めるために地域間の格差を調整する、④大手企業（元請企業）と中小企業（下請企業）の契約関係を対等に、⑤最低賃金水準を国民的議論で決める仕組みにするの5つのことを同時に行えば解決できる。

まず水準を決めることについてを考えようと47都道府県の地方最低賃金審議会の議事録を取り寄せてみた。その公開度をランキングにしてみた。鳥取が1位で最下位は東京だった。山口県を例に審議会の経過を書いた。金額の実質審議は非公開の専門委員会で行われ、労使が主張し、公益委員が公益見解を示してそれが採択される。議論はほとんどない。オープンになってないから、真剣な議論がされず、審議会が形骸化している。

松田 審議が形骸化しているのはそのとおり。資料も提出されるが、低賃金労働者が必要としている賃金実態を示すようなものはない。意見書、意見陳述も受けるが、そのあと意見について審議会で議論をしたことはない。現場調査をしようとしても、事業者の同意が得られない。示された目安を下回ることはない。金額は決まっているので、労使とも「他県との格差を考慮し」とか「中小企業の経営は苦しい」などの言葉を公益見解に入れることに苦心しているだけである。また、事務局は自分の県が一番低くならないように他県の動向を気にしている。

その後、全国一律最賃制などについて議論し、最後に日弁連貧困問題対策本部本部長代行の武井共夫弁護士が閉会の挨拶を行って報告会は終了した。

「関西生コンを支援する会」が結成される

「関西生コンを支援する会」結成総会が、4月15日、参議院議員会館で開かれ、100名が参加した。総会は、鈴木剛さん（全国ユニオン会長）の司会で始まり、勝島一博さん（平和フォーラム事務局長）が、支援する会の結成に至る経過を報告し、会の目的と活動、役員な



どを提案した。会の目的は、①不当な長期拘留と接見禁止の即時中止及び保釈、②組合つぶしを目的とした憲法 28 条・労組法 1 条 2 項に違反する不当捜査の即時中止、③公正かつ迅速な裁判による無罪判決の追求、である。

呼びかけ人からの発言が続いた。

宮里邦雄弁護士は「規模や組合脱退を強いる捜査方法などかつてない異常な弾圧だ。1870 年代のイギリスでの団結禁止法による弾圧の再来だ。賃上げを要求することが強要罪、恐

喝罪、ストをすると威力業務妨害罪とされた。逮捕された人は全員懲戒解雇されている。産業別労働運動への権力弾圧である」と述べた。

内田雅敏弁護士は「1970 年代中小労組の団体交渉を強要罪として警視庁公安 2 課が弾圧したことを思い出した。日本では基本的人権は多年にわたる自由獲得の努力の成果でなかったので憲法 97 条は本来 11 条のあとに書かれるべきものであったが分離された。関生に対する弾圧に反対することは憲法 97 条を実現する闘いである」と述べた。

ジャーナリストの竹信三恵子さんはドイツのニーメラー牧師の詩を引用し「関生だけの問題ではない。マスコミや研究者も声を上げない限りやられてしまう」と警告した。

ナチスが最初共産主義者を攻撃したとき、私は声をあげなかった

私は共産主義者ではなかったから

社会民主主義者が牢獄に入れられたとき、私は声をあげなかった

私は社会民主主義ではなかったから

彼らが労働組合員たちを攻撃したとき、私は声をあげなかった

私は労働組合員ではなかったから

そして、彼らが私を攻撃したとき、私のために声をあげる者は、誰一人残っていなかった

小川隆太郎弁護士は「法令順守を求め違法ではないのかと指摘する行為、ビラの配布が威力業務妨害とされてしまうと市民活動もやれなくなる。今回の弾圧はユーチューブを使った情報攻撃でもある」と発言した。

そのご報告集会に切り替えた。関西生コン弁護団の位田浩弁護士から関西生コンの運動の特徴と弾圧事件の概要について報告を受けた。続いて、平和フォーラム、全自交労連、静岡平和運動センター、全労協、国労、全国一般全国協、東京東部労組が連帯の表明をした。

関西生コン支部の七牟礼時夫副委員長が現状報告をおこなうとともに物心両面の支援を訴えた。最後に全日建の菊池進委員長がお礼を述べ、弾圧にめげることなく闘う決意を表明した。

日本労働弁護団が集会

ILO ハラスメント禁止条約を批准しよう

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」が衆議院で可決された4月25日、日本労働弁護団が主催する集会「ILO ハラスメント禁止条約を批准しよう～ハラスメント対策後進国と呼ばれないために～」が開かれた。

日本労働弁護団の齋一郎幹事長は「改正法案は使用者のハラスメント禁止規定がない。6月のILO総会では、ハラスメントの対象を広範囲に捉え、職場における暴力とハラスメントの禁止条約が採択される予定である。日本でもこの条約を批准し、国内法を整備すべきである」とあいさつした。



連合の井上久美恵総合男女平等局長は「ILOは勧告に補完された条約の採択を提案し、多くの国が賛同しているが、米国は勧告のみで良いと主張し、日本は態度を保留している。連合は確実な採択を求める」と立場表明し、4月18日の中執で、集会やアピール行動など国内世論喚起のための当面の取り組みを確認したことを報告した。そして「いまやハラスメント企業は危機管理ができていないと投資家から嫌われる存在になっている」と指摘した。

新村響子弁護士が改正法案の問題点を、山岡遥平弁護士がILOハラスメント禁止条約の内容について説明した。いまや労働相談の最多数の相談はハラスメントである。改正法案は、女性活躍推進法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児介護休業法の一括改正法である。パワハラについては労働施策総合推進法の改正になる。パワハラについて「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの」と定義し、事業主に雇用する労働者の就業環境が害されないよう雇用管理上の措置を義務付けた。セクハラ、マタハラについては男女雇用機会均等法の改正、育児介護のハラスメントについては育児介護休業法の改正で同様の規定が設けられた。

パワハラに対する事業主の措置義務が法的に定められたことは一歩前進である。しかし、セクハラ防止のために男女雇用機会均等法に事業主の措置義務が設けられて10年、セクハラはなくなっていない。ハラスメントを禁止する包摂的な立法が必要である。付帯決議では、損害賠償請求の根拠となりうるハラスメント行為そのものを禁止する規定の法制化の検討、第三者ハラ、LGBT、就活ハラも対象とすることなど17項目が決議された。こんご作成されるガイドラインのなかに盛り込んでいく必要がある。

ILO 条約案は、平等の問題として捉え、暴力とハラスメントのない仕事の世界に対する権利を承認し、暴力とハラスメントを法律で禁止する規定になっている。「暴力とハラスメント」の定義は幅広いものであり、対象となる「働く人」の範囲も労働者はもちろん、雇用関係によらない働き方、就活、第三者ハラなども含むものである。

そのご、白河桃子さんが#MeToo 運動の取り組みについて、新聞労連委員長の南彰さんがメディアでのハラスメントの実態とセクハラ被害と職場の対応に関する WEB アンケート調査について、LGBT 法連合会の池田さんが性的指向・性自認に関するハラスメント SOGI ハラ（ソジハラ）について、記者の竹下郁子さんが就活生へのセクハラの実態について報告した。さらにパワハラ被害者のコメントが読み上げられた。

集会アピールを採択したあと、日本労働弁護団の徳住堅治会長が「ILO 条約を批准し、あらゆるハラスメントを禁止する法律をつくろう」と訴えて閉会した。

なお、日本労働弁護団は 5 月 19 日（日）に職場のハラスメント・ホットライン（03-3251-5363）を開設する。

最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会が厚労省申し入れ

審議会の公開、全国一律最賃制を要請

渡辺 啓二（全国一般全国協書記長）

4 月 17 日、阿部とも子立憲民主党衆院議員のご尽力により、衆院第一議員会館において、最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会（以下、「最賃キャンペーン委」）が、『最低賃金に関する厚生労働省申し入れ行動』に取り組んだ。「最賃キャンペーン委」は、今年で 4 年目となり、郵政ユニオン、全国一般全国協、下町ユニオン、にいがた青年ユニオン、首都圏青年ユニオン有志、そして昨年からは生協労連の仲間も加わり、ささやかながらも“最賃連帯”の道を歩んでいる。

申し入れ行動には、組合側からは、各単産・単組の代表ら 10 名が参加した。厚生労働省からは、賃金課指導係長、賃金化政策係、賃金課最低賃金係の 3 人の職員が対応した。

この間、「最賃キャンペーン委」は、最低賃金の決定において大きな役割を果たしている地方最低賃金審議会の都道府県ごとの議事録の、殆んどすべてを情報公開等で取り寄せ検証した。すると、その公開度（透明度）が都道府県ごとに大きく違うことがわかり、地方最低賃金審議会の問題点を明らかにし、「審議会透明度度ランキング」を作成した。2 月 7 日の「最賃キャンペーン委」による厚労省記者クラブでの記者会見後には、地方紙等の 19 メディアで掲載され、日弁連最賃問題シンポジウムでのにいがた青年ユニオン山崎さんの報告などを通して、静かなる反響を呼ぶ中での厚労省への申し入れ行動であった。

申し入れ内容は、『地方最低賃金審議会の公開度（透明度）が都道府県ごとに大きく違う問題について』、『全国一律最低賃金の重要性について』の 2 点。

最低賃金審議会の全面公開を

冒頭、①最低賃金審議会の全面公開を求めるとともに、行き過ぎた黒塗りを含め議事録の開示・不開示にともなう多くの問題を指摘した。そして、②各地の議事録の中には、議論の経過を省略し、結論だけを記載したものや、③審議会終了後の懇親会の記載があるなど緊張感に欠けているものがあることなどを追及した。「こうした不具合も、まさに地方最賃審議会を公開していないために起きていることだ！」との指摘に、厚労省側は、『指摘されたことはもっともだと思ふものもあり、しっかりと受け止める』と回答した。

また、④議事録の開示請求に対して不適切な対応を指摘されたことについても、翌日に開催予定の、『「新しく労働局の賃金担当に配置された職員に対する研修」の中で、問題意識をもって対応したい』との回答を引き出した。

さらには、⑤専門部会が公開もされず、議事録の開示が遅くなっているため、答申に対する異議申し出制度が機能していないとの指摘に対しては、厚労省側は、『なるほどと思うので、できる限り速やかな開示を労働局に伝達する』と回答した。

今後どのように厚労省が本省としての責任において都道府県労働局を指導し、対応・努力させ、結果を出してくるのか否かが興味深い。なんととっても、地方最賃審議会の段取りと進行を担うのは、事務局をつかさどる労働局であり、こうした中で、労働局を直接指導する立場の賃金課指導係とタイミング良く対応できた意義は大きいと言える。

全国一律最低賃金制度の実現を

『全国一律最低賃金の重要性について』は、「全国一律にしない積極的な理由は何か?」、「厚労省の中でどのような議論が行われているのか?」などの質問・意見を提起し、郵政ユニオンからは、地域別最賃額に連動する形で時給の決まる約20万人の非正規労働者の仲間の現状を訴え、郵便料金全国一律同一料金を引き合いに出し、全国一律最賃で地域間格差を無くすことの切実さを訴えた。これに対し、厚労省側は『与党内の全国最賃一元化議連の話もあるが、東京と鹿児島ではかなり差があるので、一気に縮めるというのは難しいという意見もある。また、引き上げた時の影響とか、様々な意見をいろいろ検証しながら参考にさせていただきたい』との回答だった。

『全国一律最低賃金制度』については、『一気に縮めることは難しい』とか『影響の検証』という、総じて後ろ向きな厚労省側の対応が目立っている。最賃の地域間差別や人口流出など多くの問題と矛盾をはらんだ現行の最賃制度を一刻も早く改革するためには、最賃法の改定を射程に入れた運動を強める必要が浮き彫りになってきている。

6月6日に院内集会を開催

こうした中で、最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会は、参議院選挙前の6月6日に、衆院第二議員会館第二会議室で、「地域間格差を無くし、全国一律最賃の実現を！今すぐどこでも最低賃金時給1500円を目指そう！」院内集会を予定している。参院選前に、「全国一律最賃制度・時給1500円」を、全ての政党が公約として掲げることを訴えたい。